

大和市条例第5号

大和市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第5号

大和市市営住宅条例の一部を改正する条例

大和市市営住宅条例（平成9年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人1人の署名する」を「が署名し、かつ、押印した」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「第1項各号の」を「第1項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項各号の」を「第1項に規定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「前項」の次に「の規定」を加え、「ではない」を「でない」に改め、同項を同条第5項とする。

第19条第1項中「2月」を「3か月」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「家賃債務等の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が家賃債務その他の当該入居に係る賃貸借契約に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務（以下「家賃債務等」という。）を履行しないときは、敷金を家賃債務等の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金を家賃債務等の弁済に充てることを請求することができない。

第23条第2項中「滅失又はき損した」を「滅失し、又は毀損した」に改める。

第41条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率」に改める。

第45条第1項中「希望する者」を「希望するもの」に改める。

第49条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第66条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条の規定は、施行日以後の入居決定者について適用し、施行日前の入居決定者については、なお従前の例による。

3 改正後の第19条の規定は、施行日以後の入居者について適用し、施行日前の入居者については、なお従前の例による。